第　　号
年　月　日

様

野田市長　　㊞

市営住宅駐車場使用決定取消通知書

年　月　日付け　第　号で通知した市営住宅駐車場使用決定を下記のとおり取り消したので、野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第24条第2項の規定により通知します。

記

使用決定を取り消した駐車場の名称	市営住宅　　団地　　号棟駐車場
駐車場区画番号	
取消理由	

教示

1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。